

宿泊税の納税管理人の選任

特別徴収義務者は、金沢市内に住所及び所在地（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に申告してください。

○ 申告時の提出書類

(1) 宿泊税納税管理人申告書

※ 市外に住所を有する者を代理人と定める場合は、宿泊税納税管理人申請書を提出してください。

(2) 代理人が法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合は住民票（写しで構いません。）

○ 備考

(1) 納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その異動が生じた日から10日を経過した日までに、上記書類を提出してください。

(2) 宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。